

「令和３年度豊橋技術科学大学業界研究セミナー及び学内企業説明会」
業務委託に関する実施要領

国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「本学」という。）では、本学の学生に対して求人情報を提供するために「令和３年度豊橋技術科学大学業界研究セミナー及び学内企業説明会（以下「企業説明会等」という。）」を開催します。企業説明会等を実施するにあたり、業務の委託業者を公募し、応募者からの企画提案書等の内容を審査のうえ、委託業者を決定します。

なお、決定後は、国立大学法人豊橋技術科学大会計規則等に基づき、協議のうえ契約するものであるため、直ちに契約を約束するものではありません。

１．委託業務の内容

別紙「委託業務仕様書（案）」による。

２．委託期間

委託日から令和４年３月３日（木）まで

３．応募資格

- （１）就職情報会社であり、業務依頼者と意思疎通が十分に図れること。
- （２）本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- （３）次に掲げる者は応募できない。
 - （ⅰ）成年被後見人、未成年者、被保佐人及び被補助人。（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結に必要な同意を得ている者を除く。）
 - （ⅱ）破産者で復権を得ない者
 - （ⅲ）次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。）
 - （イ）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （ロ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （ハ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （ニ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - （ホ）正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - （ヘ）前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人及び使用人として使用した者
 - （ⅳ）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続の申立をしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立をしている者
 - （ⅴ）暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号まで又は第６号の規定に該当する者
 - （ⅵ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者
 - （ⅴⅰ）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項に規定する観察処分を受けている者
 - （ⅴⅱ） 国税、県税及び市町村税の滞納がある者

４．委託業務に関する説明

応募を希望される際は、下記「８．問合せ先」あてに、メールでご連絡ください。

＊個別に説明の機会を持ちます。

5. 応募手続き等

(1) 提出書類

① 企画提案書

- ・表紙を添え、提出者（代表者、支店長、営業所長等）の記名押印をすること。
- ・用紙サイズは、全てA4判とし、10ページ程度とすること。また、参考資料がある場合は添付すること。
- ・別紙「委託仕様書」の委託業務の内訳について、基本的な考え方を文章及び写真、イラスト、イメージ図等を用いて作成すること。
- ・業務の実施方針として、次に掲げる内容についての基本的な考え方を文章及び写真、イラスト、イメージ図等を用いて作成すること。
 - 1) 業務スケジュール
 - 2) 業務フロー概念図
 - 3) 本学との連絡調整体制
 - 4) 個人情報保護に関する体制
 - 5) 緊急時における障害対応体制
 - 6) 事故防止対策について
 - 7) 損害賠償体制について
 - 8) 業務実施に当たっての人員配置計画

② 求人に関する企業説明会及びそれに類するキャリア支援事業に関する主要実績

- ・平成29年度以降の「実施時期」「業務依頼先」「説明会等内容」「キャリア支援内容」等を記入すること。

③ 会社概要

- ・資本金や従業員数等が記入されたパンフレットでも可。

④ 見積書（内訳）

- ・会社の代表者印を押印のこと。
- ・「企画費」、「運営費」、「管理費」、「人件費」、「広報費」、「印刷費」、「その他（内訳）」「消費税」を記入すること。
- ・参加企業を業界研究セミナー、学内企業説明会それぞれ200社程度（合わせて400社程度）としているが、参加企業数により見積額が変わる場合は、参加企業数毎の見積書を提出すること。
※見積内訳が委託内容と必ずしも一致するものではありません。受託者には、本学担当者と実施の詳細について打合せしたうえで、後日改めて委託のための見積書を提出していただくこともあります。

⑤ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に関する書類（該当がある場合のみ）

- ・女性活躍促進法に基づく認定（えるほし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書、次世代育成支援対策法に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書、女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画策定届

⑥ 「令和3年度豊橋技術科学大学業界研究セミナー及び学内企業説明会」委託業務対応表委託仕様書に記載の委託業務に対する対応について記入すること。

(2) 提出部数

- 5部（正本1部、複本4部）提出すること。
- なお、押印については、正本のみであとは写しでよい。
- また、誓約書（任意様式）を1部提出すること。

(3) 提出期限

令和3年7月30日（金）17時00分

(4) 提出先

〒441-8580 豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

国立大学法人豊橋技術科学大学学生課就職・学生相談係

(5) 提出方法

- ① 郵送（書留又は配達証明に限る。）すること。提出期限までに必着のこと。なお，電送によるものは受け付けない。
- ② 提案者は，提案書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について，押印をしておかなければならない。
- ③ 提案者は，その提出した提案書の引換え，変更又は取消しをすることができない。
- ④ 提出された書類は原則として返却しない。また，応募に要する一切の経費は，提案者の負担とする。

6. 審査の概要

(1) 審査方法

原則として書類にて審査を行う。（必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。）

(2) 審査基準

別紙「審査基準点」のとおり

(3) 審査結果通知

企画提案書等を審査し，最も審査基準点の高い者を委託の相手方として選定する。

審査結果は，全ての応募者に文書にて通知。（8月上旬の予定）

7. 権利義務の譲渡禁止

受託者は，この委託により生じる権利又は事務を第三者に譲渡し，又は継承させてはならない。

8. 問合せ先

〒441-8580 豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1 - 1

国立大学法人豊橋技術科学大学学生課就職・学生相談係（柴田，中村）

Tel : 0532-44-6551/6555 E-mail : syusyoku@office.tut.ac.jp

「令和３年度豊橋技術科学大学業界研究セミナー及び学内企業説明会」
委託業務仕様書(案)

国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「本学」という。）では、本学の学生に対して求人情報を提供するために「令和３年度豊橋技術科学大学業界研究セミナー及び学内企業説明会」（以下「企業説明会等」という。）を開催する。企業説明会等の開催業務は、求人情報を取り扱う企業のノウハウを活用し、学生求職者の就職機会を創出し、効果的な就職活動を支援するものである。

また、企業説明会等の機会を活用して、参加企業に対し、本学のシーズ紹介及び技術相談を行う産学連携フォーラムを開催し、産学連携の促進を図る。

1. 事業名

「令和３年度豊橋技術科学大学業界研究セミナー及び学内企業説明会」委託業務

2. 委託期間

委託日から令和４年３月３日（木）まで

3. 対 象

・企業説明会等

本学学生（主に学部３年次在学生、大学院博士前期課程１年次及び博士後期課程２年次在学生のうち就職を希望する学生）

・産学連携フォーラム

企業説明会等参加企業

4. 委託業務の内容

（１）企業説明会等の企画

（２）企業説明会等への参加企業の公募、案内

①本学ホームページ上での参加企業公募用のコンテンツ作成、公募を行う。

・コンテンツは大学が確認後、大学公式 WEB サイトからリンクさせる（コンテンツに産学連携フォーラム申込等を含める）。

・WEB での公募と並行し、就職実績のある企業等（約 600 社）に案内状を送る。

案内状には、申込は WEB から行う旨の説明も含める。

・WEB での公募及び就職実績のある企業等への案内状送付の際は、学内企業説明会の開催と併せ、産学連携フォーラムを行うことについても案内する。

②参加企業への案内を行う。

・参加企業向け参加要領を作成する。

・参加企業へ参加要領等を案内する。

・参加企業へ産学連携フォーラムの案内を行い、案内には、申込は WEB から行う旨の説明も含める。

（３）参加企業ガイドの作成

①参加企業のデータ収集及び参加企業ガイド用の原稿編集を行う。

・参加企業ガイドは、学部卒業生、大学院博士前期課程修了生、博士後期課程修了生及び留学生採用の有無が分かる形とする。

・参加企業ガイド作成のために企業から集めたデータについて、大学が必要とする場合は、大学にデータを提供するものとする。

②WEB 版参加企業ガイドの公開を行う（以下の機能を備えていること）。

・豊橋技術科学大学専用の WEB サイトで企業情報、募集内容等が閲覧できること。

また、条件での検索機能を装備していること。

- ・各企業のホームページ、動画サイト、WEB 会議システム等へのリンクが可能なこと。
- ・各企業側の管理画面にて、原稿入稿から開催期間終了まで企業情報の修正・更新が可能なこと

(4) 企業説明会等に関するポスター等の作成

WEB 版、紙版等の形態、デザイン等について提案し、作成する。

(5) 本学学生に対する事前説明動画等の作成

学生が企業説明会等に参加する前に確認できるよう、企業説明会等の効果的活用、注意事項等について説明する動画や資料を作成し、WEB 上に掲載する。

(6) 当日の運営

①オンライン(zoom 等の WEB 会議アプリケーション)により開催する。

②開催期間は、業界研究セミナーについては、令和 3 年 11 月 13 日(土)、20 日(土)、27 日(土)の 3 日間、学内企業説明会については、令和 4 年 3 月 1 日(火)、2 日(水)、3 日(木)の 3 日間とする。

③参加企業は、業界研究セミナー、学内企業説明会、各 200 社程度(合わせて 400 社程度)とする。

④参加企業数に応じてルーム(アカウント)を設定する。

⑤企業説明会等はターム制とし、1 企業あたり 1 ターム開催とする。1 タームに説明と質疑応答の時間を設ける。

⑥各日の開始・終了時間及び 1 タームの時間数等は、参加企業数に応じて調整のうえ決定する。

⑦学内企業説明会開催時には、学内企業説明会用ルームのほか、産学連携フォーラム用として 1 ルーム設定する。

⑧司会進行、スケジュール管理を行う。

⑨企業アンケート及び学生アンケートを実施する(以下により実施すること)。

・アンケート項目の設定に際しては、本学と調整すること。

・アンケートは WEB により実施・回収すること。

⑩参加企業からの問合せ等に対応する。

⑪その他当日の運営に必要な業務を行う。

(7) 参加企業の説明映像・資料データのオンデマンド配信(開催期間後も企業情報を本学学生に提供)

(8) 参加学生数集計、企業アンケート・学生アンケート回答集計、参加企業データ集計及び簡易な分析(資料作成)

5. その他

(1) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し解決すること。

(2) 当仕様書で作業の運用上不明な点については、本学担当者と協議のうえ決定すること。

(3) 作成したチラシ・ポスター、参加企業ガイド等の著作権は、豊橋技術科学大学に帰属する。また、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

(4) 事故等に備えリスクを十分にカバーできる保険に必ず加入すること。

(5) 業務委託費については、すべての委託業務完了後に大学から支払う。

「令和3年度豊橋技術科学大学業界研究セミナー及び学内企業説明会」委託業務対応表

NO		委託内容	対応内容
1	企画提案書	(1) 企業説明会等の企画	
		(2) 企業説明会等への参加企業の公募、案内	
		①本学ホームページ上での参加企業公募用のコンテンツ作成、公募を行う。	
		・コンテンツは大学が確認後、大学公式WEBサイトからリンクさせる(コンテンツに産学連携フォーラム申込等を含める)。	
		・WEBでの公募と並行し、就職実績のある企業等(約600社)に案内状を送る。 案内状には、申込はWEBから行う旨の説明も含める。	
		・WEBでの公募及び就職実績のある企業等への案内状送付の際は、学内企業説明会の開催と併せ、産学連携フォーラムを行うことについても案内する。	
		②参加企業への案内を行う。	
		・参加企業向け参加要領の作成する。	
		・参加企業へ参加要領等を案内する。	
		・参加企業へ産学連携フォーラムの案内を行い、案内には、申込はWEBから行う旨の説明も含める。	
		(3) 参加企業ガイドの作成	
		①参加企業のデータ収集及び参加企業ガイド用の原稿編集を行う。	
		・参加企業ガイドは、学部卒業生、大学院博士前期課程修了生、博士後期課程修了生及び留学生採用の有無が分かる形とする。	
		・参加企業ガイド作成のために企業から集めたデータについて、大学が必要とする場合は、大学にデータを提供するものとする。	
		②WEB版参加企業ガイドの公開を行う(以下の機能を備えていること)。	
		・豊橋技術科学大学専用のWEBサイトで企業情報、募集内容等が閲覧できること。また、条件での検索機能を装備していること。	
		・各企業のホームページ、動画サイト、WEB会議システム等へのリンクが可能なこと。	
		・各企業側の管理画面にて、原稿入稿から開催期間終了まで企業情報の修正・更新が可能なこと。	
		(4) 企業説明会等に関するポスター等の作成	
		・WEB版、紙版等の形態、デザイン等について提案し、作成する。	
		(5) 本学学生に対する事前説明動画等の作成	
		・学生が企業説明会等に参加する前に確認できるよう、企業説明会等の効果的活用、注意事項等について説明する動画や資料を作成し、WEB上に掲載する。	

NO		委託内容	対応内容
1	企画提案書	(6) 当日の運営 ・オンライン(zoom等のWEB会議アプリケーション)により開催する。 ・開催期間は、業界研究セミナーについては、令和3年11月13日(土)、20日(土)、27日(土)の3日間、学内企業説明会については、令和4年3月1日(火)、2日(水)、3日(木)の3日間とする。 ・参加企業は、業界研究セミナー、学内企業説明会、各200社程度(合わせて400社程度)とする。 ・参加企業数に応じてルーム(アカウント)を設定する。 ・説明会はターム制とし、1企業あたり1ターム開催とする。1タームに説明と質疑応答の時間を設ける。 ・各日の開始・終了時間及び1タームの時間数等は、参加企業数に応じて調整のうえ決定する。 ・学内企業説明会開催時には、学内企業説明会用ルームのほか、産学連携フォーラム用として1ルーム設定する。 ・司会進行、スケジュール管理を行う。 ・企業アンケート及び学生アンケートの実施する(以下により実施すること)。 - アンケート項目の設定に際しては、大学と調整すること。 - アンケートはWEBにより実施・回収すること。 ・参加企業からの問合せ等に対応する。 ・その他当日の運営に必要な業務を行う。 (7) 参加企業の説明映像・資料データのオンデマンド配信(開催期間後も企業情報を本学学生に提供) (8) 参加学生数集計、企業アンケート・学生アンケート回答集計、参加企業データ集計及び簡易な分析(資料作成)	
2		求人に関する企業説明会及びそれに類するキャリア支援事業に関する主要実績	
3	業務の実施方針	実施方針の妥当性(業務スケジュール、業務フロー概念図、本学との連絡調整体制、個人情報保護に関する体制、業務実績に当たっての人員配置計画) 実施手法の妥当性(緊急時における障害対応体制、事故防止対策について、損害賠償体制について)	
4	概算見積額	*参加企業数により見積額が変わる場合は、参加企業数毎の見積額	
5	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	*ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に関する書類提出の有・無(該当がある場合のみ)	

審 査 基 準

No	審 査 基 準 項 目		配分点
1	企画提案書	企画・運営	70
		(1)企業説明会等への参加企業の公募，案内 ・ 本学ホームページ上での参加企業公募用のコンテンツ作成，公募 ・ 参加企業への案内	(15)
		(2)参加企業ガイドの作成 ・ 参加企業のデータ収集及び参加企業ガイド用の原稿編集 ・ WEB版参加企業ガイドの公開	(10)
		(3)企業説明会等に関するポスター等の作成	(5)
		(4) 本学学生に対する事前説明動画等の作成	(10)
		(5) 当日の運営 ①実施形態 ・ オンラインによる説明会 ・ 開催期間 業界研究セミナー 令和3年11月13日（土），20日（土），27日（土）の3日間 学内企業説明会 令和4年3月1日（火），2日（水），3日（木）の3日間 ・ 参加企業数 業界研究セミナー，学内企業説明会，各200社程度（合わせて400社程度）程度 ・ 学内企業説明会ルーム及び産学連携フォーラム等ルームの設定 ②業務 ・ 司会進行，スケジュール管理 ・ 企業アンケート及び学生アンケートの実施 ・ 参加企業からの問合せ等の対応	(15)
		(6)参加企業の説明映像・資料データのオンデマンド配信（開催期間後も企業情報を本学学生に提供）	(10)
		(7)参加学生数集計，企業アンケート・学生アンケート回答集計，参加企業データ集計及び簡易な分析（資料作成）	(5)
2	求人に関する企業説明会及びそれに類するキャリア支援事業に関する主要実績		5
3	業務の実施方針	実施方針の妥当性（業務スケジュール，業務フロー概念図，本学との連絡調整体制，個人情報保護に関する体制，業務実績に当たっての人員配置計画）	5
		実施手法の妥当性（緊急時における障害対応体制，事故防止対策について，損害賠償体制について）	5
4	概算見積額		10
5	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等 ・1段階目（※①） 1点 ・2段階目（※①） 2点 ・3段階目 3点 ・プラチナえるぼし認定企業 5点 ・行動計画策定済（※②） 0.5点 ※① 労働時間等の働き方に関する基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・くるみん（旧基準）（※③） 1点 ・くるみん（新基準）（※④） 1.5点 ・プラチナくるみん 2点 ※③ 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年度厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。 ※④ 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年度厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 2点 （複数の認定等に該当する場合は，最も配点が高い区分により加点を行う） ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については，相当する各種認定等に準じて加点する。	5
合計			100